

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベース等の建築物等の管理事務	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法の建築物、工作物、建築設備の申請の受付や処理の経過などの事務管理	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	別紙による	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	建築基準法の建築物、工作物又は建築設備の建築主、築造主又は設置者	
記録情報の収集方法	建築主（代理人含む）、築造主（代理人含む）若しくは設置者（代理人含む）から提出される申請書又はに指定確認検査機関から送付される確認審査報告書、中間検査報告書若しくは完了検査報告書による。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	国、千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係 （行政情報資料室）	
	（所在地）〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種類	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	■法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するマニュアル処理ファイルの有無 ■有 □無	

備考	建築行政共用データベースは、国、県などとオンラインを行っている。
-----------	---

(別紙)

建築主の氏名、郵便番号、住所

代理者の資格、氏名、建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号

代表となる設計者の資格、氏名、建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号、作成又は確認

認した設計図書

その他の設計者の資格、氏名、建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号、作成又は確認した設計図書

構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者で上記の設計者のうち、
建築士法第20条の2第1項の表示をした者の氏名、資格
建築士法第20条の2第3項の表示をした者の氏名、資格
建築士法第20条の3第1項の表示をした者の氏名、資格
建築士法第20条の3第3項の表示をした者の氏名、資格

建築設備の設計に関し意見を聴いた者で代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者の

氏名、勤務先、郵便番号、所在地、電話番号、登録番号、意見を聴いた設計図書

その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者の氏名、勤務先、郵便番号、所在地、電話番号、登録番号、意見を聴いた設計図書

工事監理者で代表となる工事監理者の資格、氏名、建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号、工事と照合する設計図書

その他の工事監理者の資格、氏名、建築士事務所名、郵便番号、所在地、電話番号、工事と照合する設計図書

工事施工者の氏名、営業所名、建設業の許可番号、郵便番号、所在地、電話番号

【計画地に関すること】

地名地番、住居表示、都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等、防火地域の内外、その他の区域、地域、地区又は街区、道路の概要、主要用途、工事種別、工事種別、敷地面積、建築面積、延べ面積、建築物の数、建築物の高さ等、許可・認定等、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否建築基

準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無